

## 第3次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)に対するパブリックコメント(意見募集)結果対応

### 1 意見募集期間

令和7年1月21日(火)から2月10日(月)まで

### 2 実施方法

小郡市地域福祉計画(案)を市ホームページ、市役所(福祉課、本館1階総合案内)、あすてらす(社会福祉協議会)、市内各校区コミュニティセンター、生涯学習センターで閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

### 3 意見提出者数(意見数)

1名(意見数 9件)

### 4 意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.	ページ・計画(案)該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	P17 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 2 小郡市の現状 (5)障害者手帳所持者の状況	療育手帳の所持者数や精神障害者保健福祉手帳の所持者数のところは、年度別における人数の比較において、「〇〇人の増加」とされているのに、身体障害者手帳の所持者数は総数で比較している。記載の仕方を統一した方がわかりやすいのでは	ご意見を踏まえて、全ての手帳において、所持者数の総数及び計画に記載している年度(令和元年度から令和5年度)の増減数の比較に統一します。
2	P18 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 2 小郡市の現状 (7)民生員児童委員	定数を表で表している点は、とても分かりやすいと思います。合わせて、現在の実動人数も一緒に表にした方がより分かりやすくなると思います。	ご意見を踏まえて、現在の人数、充足率を追加した表に変更します。
3	P38 第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念	「幸せを実現できる・・・」とはどういう事か。「幸せ」とは概念であって、実感することはできても実現することはできるのか	ご意見を踏まえて、「幸せを実感できるまち」に変更します。
4	P47 第4章 施策の展開 1 いつでもどこでも相談できる・受け止める仕組みづくり 取組の柱1-1 相談・包括的な支援体制の強化 2 身近で気軽な相談支援をすすめる 市・社協の主な事業・活動 総合生活相談	「隣保館」とあるが、現在は「市民館」として市民に周知しているのでは。	市では、小郡市隣保館(市民館)及び集会所条例に基づき隣保館を設置していますが、「小郡市隣保館(市民館)」が正式名称であり、「市民館」は愛称となっています。事業の周知や施設の啓発の際は「市民館」を使用しますが、実施事業等を全市的に紹介する場合や各種行政計画上では、教育集会所・集会所も含めた総称として「隣保館及び集会所」と統一した表現を使用しています。

5	<p>P49 第4章 施策の展開 1 いつでもどこでも相談できる・受け止める仕組みづくり 取組の柱1-2 福祉サービスの適切な利用の促進 1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える 市・社協の主な事業・活動 介護保険パンフレット</p>	<p>当事者やその家族への周知だけではなく、パンフレットを利用して、広く周知していく事が大事であると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「パンフレットで当事者やその家族に、～」を「パンフレットで広く市民に対して、～」に変更します。</p>
6	<p>P50 第4章 施策の展開 2 みんなで地域を支える仕組みづくり 取組の柱2-1 担い手づくり(人づくり) 1 住民への福祉教育や啓発をすすめる</p>	<p>「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決」とあるが、「同和問題をはじめとする」との文言がなぜ必要であるのか？「あらゆる人権問題の解決」でよいのでは。</p> <p>「福祉意識を根付かせる」とはどういう事を言っているのか？</p>	<p>地域福祉を推進していくには、「福祉教育・啓発」と併せて「人権教育・啓発」も進めていく必要があります。 ご指摘の文言については、県の地域福祉支援計画に掲載されている「人権意識の普及・啓発」の箇所の文言に合わせて、第2次小郡市地域福祉計画と同様に記載しているところです。</p> <p>ご意見を踏まえて、「市民に対して福祉意識を根付かせるための活動・啓発を促進させる」から、「市民の福祉に対する意識を高めるための取組を進める」に変更します。</p>
7	<p>P51 第4章 施策の展開 2 みんなで地域を支える仕組みづくり 取組の柱2-1 担い手づくり(人づくり) 1 住民への福祉教育や啓発をすすめる 市・社協の主な事業・活動 人権センター公開講座、隣保館・集会所周辺啓発講演会</p>	<p>「隣保館」を「市民館」とした方がよいのでは。</p>	<p>4の回答と同じ</p>
8	<p>P59 第4章 施策の展開 2 みんなで地域を支える仕組みづくり 取組の柱2-2 地域の助け合い・支え合いの充実 2 地域での交流の場・活躍の場を作る 市・社協の主な事業・活動 高齢者の居場所づくり</p>	<p>「認知症カフェ」が高齢者の居場所として位置づけられているが、それでいいのでしょうか。認知症基本法ができ、もっと「認知症カフェ」のあり方を考えていくべきでは。</p>	<p>認知症カフェは認知症の人をはじめとして高齢者を含め誰もが参加できる集いの場(高齢者の居場所)として位置づけており、交流や相談、孤立防止理解促進に取り組んでいます。認知症基本法が施行され、今後も基本理念、基本的施策に基づき共生社会の実現に向けて認知症カフェに取り組んでいきます。</p>
9	<p>P65 第4章 施策の展開 3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり 取組の柱3-1 いのちを守る支援の充実 2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する 市・社協の主な事業・活動 たなばた家族広場</p>	<p>たなばた家族広場の内容において、「交流や情報共有の機会となるよう取り組み、自殺対策につなげます」とありますが、「自殺対策」との言葉がストレートすぎているように感じます。「生きづらさや家族負担の軽減や解消」など病気と上手に付き合いながら、生きていける状況、環境を作っていくための役割をもっているのが家族会であると思っています。</p>	<p>ご意見を踏まえて、「自殺対策につなげます」を「生きづらさや家族負担の軽減・解消につなげます」に変更します。</p>